

平成八年四月三日提出  
質問第一二二号

原子炉の安全運転に関する質問主意書

提出者 山本 拓

原子炉の安全運転に関する質問主意書

一 動力炉・核燃料開発事業団法第四十条には「事業団は、内閣総理大臣が監督する」となっているが、事故防止の監督責任はこの条文でうたっている「監督」に含まれているのか。

二 ① 原子炉を安全に運転管理させる責任（事故防止の責任）は法律上は事業者なのか、国なのか、それとも法律上は明確に規定していないのか。

② もし事業者なら法律上の根拠を示してほしい。

右質問する。